

1 令和5（2023）年度検査について

(1) 検査体制等

農政部農地整備課の検査員3名以上により、1土地改良区等あたり1日間から3日間実施しました。

農業振興事務所の土地改良区指導担当職員及び関係市町職員が立会いました。

(2) 検査件数

- 定期検査・・・31件（土地改良区：29 土地改良区連合：2）
- 特別検査・・・0件

2 検査結果について

(1) 指摘事項の傾向

検査を実施した土地改良区等の数：31

指摘件数：59件

検査事項別の内訳は以下のとおりです。

■ 組織及び運営

- ① 地区及び組合員に関する事 ・・・ 9件
- ② 総会（総代会）に関する事 ・・・ 7件
- ③ 役員（理事・監事）に関する事 ・・・ 10件
- ④ 定款、規約その他諸規程に関する事 ・・・ 4件

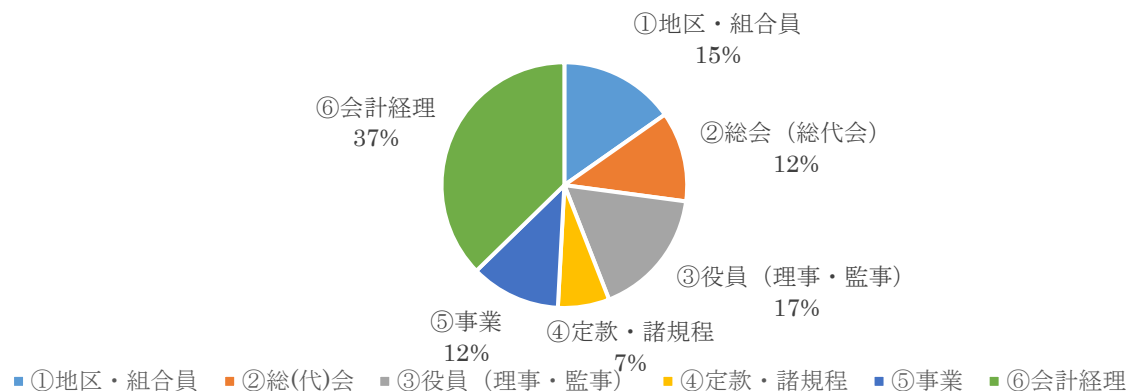
■ 事業

- ⑤ 事業に関する事 ・・・ 7件

■ 会計

- ⑥ 会計経理に関する事 ・・・ 22件

令和5（2023）年度
土地改良区等検査の指摘件数割合



(2) 事項別の指摘事項について

① 地区及び組合員に関すること・・・9件（指摘事項の15%）

[主な指摘内容]

- 定款の地区、維持管理計画書の地域及び土地原簿の土地が整合していない。
- 土地原簿及び組合員名簿が資格得喪通知に基づき修正されていない。（資格得喪通知を提出させていない）

地区及び組合員に関すること

(1) 定款の地区、維持管理計画書の地域及び土地原簿の土地が整合していない。	5
(2) 土地原簿等が資格得喪通知に基づき修正されていない。（資格得喪通知を提出させていない）	3
(3) その他（土地原簿の面積が実態と整合していない等）	1

<解説>

- (1) 定款、維持管理計画書、土地原簿で定める地区がそれぞれ整合していない事例が確認されました。
- (2) 土地原簿及び組合員名簿が資格得喪通知によって修正されていない（資格得喪通知を提出させていない）事例が確認されました。

定款の地区、維持管理計画書の地域、土地原簿の土地は整合させなければなりません。

組合員の資格を取得又は喪失した際は、資格得喪通知をその土地改良区に提出することが法律及び省令で規定されています。また、通知が提出された場合、土地改良区は速やかに土地原簿及び組合員名簿を修正するよう、省令で定められています。

② 総会（総代会）に関すること・・・7件（指摘事項の12%）

[主な指摘内容]

- 総会（総代会）において、必要な事項が付議されていない。（積立金の処分や繰替運用等）
- 総会（総代会）招集通知後に会議の日時、場所及び目的を公告していない。
- 総代選挙に係る手続きが適切でない。

総会（総代会）に関すること

- | | |
|--|---|
| (1) 総会（総代会）の付議事項が不適切である。
（積立金の処分や繰替運用等） | 5 |
| (2) 総代選挙に係る手続きが適切でない。 | 1 |
| (3) 総会（総代会）の招集通知後に、会議の日時、場所及び目的を公告していない。
（規程に定めるとおり行われていない） | 1 |

<解説>

- (1) 法令、定款等で定められた必要事項が付議されていない事例が確認されました。（積立金の処分や繰替運用等）
- (2) 総代選挙に係る手続きが規程に定めるとおり行われていない事例が確認されました。
- (3) 総会（総代会）の招集通知後に、会議の日時、場所及び目的を公告していない事例が確認されました。

総会（総代会）は土地改良区等の最高意思決定機関です。したがって、必要な付議事項を法令等に基づき適正に議決した上で、土地改良区等の運営が行われなければなりません。

また、それらを構成する総代の選挙にあたっては、定款附属書総代選挙規程に基づき、適正な手続きで選出されなければなりません。

なお、総会（総代会）の招集通知を発出した後、遅滞なく、会議の日時、場所及び目的を公告しなければなりません。

③ 役員（理事・監事）に関すること・・・10件（指摘事項の17%）

[主な指摘内容]

- 理事会において、必要な事項が付議されていない。（請負工事の実施、随意契約の締結、過怠金の減免、他目的使用の承認等）
- 役員選挙（選任）の手続きが適切でない。
- 監査又は監事会が規程に定めるとおり適切に実施されていない。
- 監事会において、必要な事項が付議されていない。（監事会による事前承認）
- 理事会及び監事会の議事録に不備がある。（整備されていない）

役員（理事・監事）に関すること

(1) 理事会において、必要な事項が付議されていない。	4
(2) 役員選挙（選任）の手続きが適切でない。	3
(3) 監査又は監事会の開催回数が適切でない。	1
(4) 監事会において、必要な事項が付議されていない。	1
(5) 議事録に不備がある。（整備されていない）	1

<解説>

- (1) 定款及び規約等で定められた付議事項が適正に議決されていない事例が確認されました。特に、請負工事の実施や随意契約の締結、過怠金の減免に係る事項が議決されていません。
- (2) 役員選挙（選任）規程に定めるとおり手続きが実施されていない事例が確認されました。
- (3) 監査や監事会の実施について、定款や規約に定めるとおり行われていない事例が確認されました。
- (4) 理事会での補正予算の専決処分にあたり、監事会で事前に承認されていない事例が確認されました。
- (5) 議事録に不備がある（整備されていない）事例が確認されました。

執行機関である理事会と牽制機能をもつ監事会は、土地改良区の運営において重要な役割を担っています。それぞれ必要な付議事項を審議・議決し、適正に運営が図られなくてはなりません。なお、理事会や監事会の議事録については、会議の決定事項を書面で明確化し、事務が適正な手続を経ていることの証明となります。このため、審議の内容・経過が確認できる議事録を作成・保存することが必要です。

④ 定款、規約その他諸規程に関すること・・・4件（指摘事項の7%）

[主な指摘内容]

- 定款に規定された経費分担の基準と実際の賦課が整合していない。
（地区ごとの差、水の使用形態による差、用途ごとの差等）

定款、規約その他諸規程に関すること

- (1) 定款に規定された経費分担の基準と実際の賦課が整合していない。

4

<解説>

- (1) 定款では、すべての農地で地積割に賦課することを規定しているにもかかわらず、田と畑で異なる賦課基準や地区、目的ごとに異なる賦課基準を設けている事例が確認されました。

定款は、土地改良区等の経費分担や地区などについて定める最も重要な内部規則であり、実態と整合するよう整備しなければなりません。

その他の諸規程も、土地改良区等の行為や決定の根拠となる重要なルールであるため、実態と整合するよう適宜見直しを行わなければなりません。

検査の視点である「合法性」の視点は、法令及び土地改良区等が自ら定める定款諸規程に実際の処理が違反していないか、そして整合しているかを確認するものです。

検査においては、規程によらず慣習を優先している事例が確認されています。日頃から法令及び定款諸規程に基づいた事務を心がけることが重要です。

⑤ 事業に関すること・・・7件（指摘事項の12%）

[主な指摘内容]

- ・ 請負工事における契約方法が不適切である。
- ・ 維持管理計画書の記載内容が不適切である。（維持管理計画書が設立当時のままで実態と整合していない）

事業に関すること

(1) 請負工事における契約方法が不適切である。	3
(2) 維持管理計画書の記載内容が不適切である。 （土地改良区設立当時のままである等、実態と整合していない）	2
(3) その他（利水調整規程が整備されていない等）	2

<解説>

- (1) 施設の維持管理に係る請負工事について、随意契約において1者見積りのみでの契約、契約書の未作成等、契約手続きが会計細則の規定のとおり行われていない事例が確認されました。
- (2) 維持管理計画書が土地改良区設立当時のままであり、実際に維持管理している施設が記載されていない等、現状と整合していない事例が確認されました。

土地改良区等は、農地や土地改良施設を特定し、その管理方法や維持管理費を明らかにした維持管理計画書に基づき、土地改良事業（維持管理等）を実施しなければなりません。併せて、土地改良施設台帳も現状と整合するものを整備しておく必要があります。

また、契約事務は、各土地改良区等で定める会計細則に基づいて適正に行う必要があります。

⑥ 会計経理に関すること・・・22件（指摘事項の37%）

[主な指摘内容]

- ・ 決算事務が不適切である。（財務諸表における計上誤り等）
- ・ 予算事務が不適切である。（予算流用の手続不備、予算超過支出等）
- ・ 督促が行われていない。また、納期限後 60 日を超えて督促がされている。
- ・ 賦課徴収が適切でない。

会計経理に関すること

(1) 決算事務が適切でない。

8

(2) 予算事務が適切でない。

6

(3) 督促が行われていない。（納期限後 60 日を超えて督促がされている）

3

(4) 賦課徴収が適切でない。

2

(5) その他

3

<解説>

- (1) 決算事務が適切でない事例（財務諸表における計上誤り等）が確認されました。
- (2) 予算額を上回る支出、理事会の議決又は理事長の決裁を経ずに予算を流用（予備費を充用）する等の不適切な予算事務が確認されました。
- (3) 督促が行われていない、また、納期限後 60 日を超えて督促がされている等の事例が確認されました。
- (4) 賦課徴収が不適切に行われている（総会（総代会）の議決を経ずに特別賦課金を徴収している、土地原簿に記載されている面積と賦課面積が整合していない等）の事例が確認されました。

貸借対照表の作成義務化に伴う複式簿記への移行により、引当金や減価償却費の計上など複式簿記特有の会計処理が必要となりました。

今回の検査では、資産（負債）の計上誤り等が確認されましたが、財務諸表等の作成・分析の上、施設更新計画の策定等を行っていくことから、土地改良区の財政状況を正確に表示した財務諸表等を作成していく必要があります。

また、総会（総代会）において議決された予算（特に歳出予算）は、予算計上の金額を限度として理事会を拘束する性格をもっています。組合員に対して責任ある会計経理が行われるよう、土地改良区等ごとに定めた会計細則に基づき、適切に事務処理を行い、不正経理が発生しないよう、組織的に会計経理を行う体制が必要です。

3 指摘事項への対応について

(1) 改善策の提出

検査において指摘事項があった場合、土地改良区等に対し改善策の提出を求めています。

なお、指摘事項に係る土地改良区等への指導・助言は、関係農業振興事務所が行っています。

(2) 管理台帳の整備

農業振興事務所は、土地改良区等から提出された改善策に基づき、管理台帳を作成し、指導事項に係る改善が図られるまで指導助言及び進行管理を行います。

(3) 検査及び指導のフロー

